

第3節 貸金業の規制等に関する法律に関する制度改正

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う貸金業の規制等に関する法律施行規則の改正

I 趣旨

高金利、違法な取立て、日賦貸金業者の要件に違反している等の問題を受けて「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第112号）」が6月7日に公布され、平成13年1月1日から施行することとされたことを受け、法改正に伴う所要の規則改正を行った。（平成12年12月11日公布、総理府令第148号。）

II 概要

1. 標識に「日賦貸金業者」と明記

法改正により、日賦貸金業者が行う貸付条件の広告及び貸付けの契約に際して交付する書面等については、日賦貸金業者である旨等を記載することとなつたが、貸金業者が営業所ごとに掲示しなければならない標識についても、日賦貸金業者である旨を明らかにしておくことが望ましいことから、日賦貸金業者の標識に「日賦貸金業者」と記載させることとした。

2. 帳簿の記載事項の追加

出資法改正法附則第9項において日賦貸金業者の要件が定められているが、日賦貸金業者が貸付けの相手方の業種や従業員数を記録していないために立入検査等において当該要件を満たしているか否かを確認できないケースが多いことを受け、法第19条の法定帳簿の記載事項に下記の事項を追加することとした。

- ① 貸付けの相手方の業種
- ② 貸付けの相手方が常時使用する従業員の数
- ③ 返済金を相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日